目次

一、我等の方針の件……一
二、政治行動に関する件……五
三、消費組合運動促進の件……七
四、產兒制限運動助長の件……八
五、労働代表委員會組織の件……九
六、選挙法改正の件……十
七、工場法規違反監察設置の件……十四
八、無產階級運動抑圧諸法令改廢の件……十六
九、労働立法制定改正促進の件……十七
十、日本大衆党支持及労働局の件……十九
十一、機関紙拡充の件……十九
十二、組合員調査の件……二十
十三、青年部党実の件……二十一

一、労働階級の現実的要求を基調とすること。

労働組合は、労働者の利害を忠実に代表し當面せる切實なる要求にはそれが部分的なると改良主義的たるを問はず大膽に率直に全力を傾注して實践に移すべきである。かくの如き部分的行動と行動の結合により初めて組合運動の眞使命が行動を通じて労働大衆に明確にされ、それによつて組合の統制力と組織の擴大を期待し得るのである。

労働組合の眞實の實力は、かくの如き實践的實力の把握によつて深められ強大化されるのである

二、全組合員を組合運動に参加せしむべし

労働組合の量的擴大とその發展に從つて、組合の任務は分化され專門化されて行く、殊に組合の戦闘力を強大にするためには、集中力を強め鐵の如き統制力を示さねばならぬ、

かくの如き集中化と分化は進歩せる労働組合の必然的に生ずる事柄であり、また不可欠の事柄である、しかし我ら運動の固定化を防ぎ、生々